

# 技能講習登録教習機関の取消処分について

大分労働局

## 1 取消処分

大分労働局（局長：久保雅裕）は、労働安全衛生法に基づき、平成24年2月23日付けで大分労働局長の登録教習機関である渡邊敏郎（大分市大字千歳492-7-1）の玉掛け技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習、足場の組立て等作業主任者技能講習、建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習、高所作業車運転技能講習及びガス溶接技能講習に係る登録取消処分を行った。

## 2 不正の概要

渡邊敏郎は大分労働局長の登録を受けた登録教習機関でありながら、技能講習を受講していない者をはじめ、法定の技能講習時間を満たしていない者など約1,800名に対し、不正に技能講習修了証を交付していた。

## 3 技能講習修了証の回収指示

大分労働局は、渡邊敏郎に対し、不正に技能講習修了証を交付した者及びこれらの者の所属会社に対する通知を行い、不正な技能講習修了証を回収するよう指示した。

## 4 渡邊敏郎が実施した技能講習の修了証のうち、今般の取消処分に伴い無効となるもの

### (1) 次のすべての技能講習修了証

小型移動式クレーン運転技能講習

玉掛け技能講習

高所作業車運転技能講習

足場の組立て等作業主任者技能講習

建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習

### (2) ガス溶接技能講習修了証については、一部のものが無効となる。

以上の技能講習修了証を所持している者は、小型移動式クレーン等の危険業務に就くことができない。

## 【お願い】

これらの技能講習修了証を所持する方は、修了証を渡邊敏郎に返還いただくか、渡邊敏郎に直接返還できない場合は、大分労働局労働基準部健康安全課又は最寄りの労働基準監督署へ自主的に提出いただきますよう、お願いいたします。

また、ガス溶接技能講習修了証の有効性の確認については、この修了証を所持する方が直接大分労働局労働基準部健康安全課へお問い合わせください。

問合せ先

大分労働局労働基準部健康安全課

〒870-0037 大分県大分市東春日町17番20号

大分第2ソフィアプラザビル6階

電話 097-536-3213 FAX097-537-7422

## 【参考事項】

### 1 技能講習制度

危険な業務から生ずる労働災害を防止するため、労働安全衛生法では、一定の危険業務に就く者又は労働災害を防止するための管理を必要とする作業の作業主任者については、労働局長の登録を受けた技能講習機関が行う技能講習を修了した者でなければならぬとされている。（労働安全衛生法第 61 条第 1 項）

技能講習は、危険業務に就く者については学科と実技の講習が、労働災害を防止するための管理を行う作業主任者については主に学科講習が実施される。それぞれの技能講習については、告示による技能講習規程に、受講資格、講師の資格、講習科目、講習時間等が定められている。（労働安全衛生法第 76 条）

### 2 登録教習機関

都道府県労働局長の登録は、技能講習を行おうとする者の申請により行われ、都道府県労働局長は、登録申請者が法定の要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない（労働安全衛生法第 77 条第 1 項及び第 2 項）。また、技能講習は、登録教習機関において適正な技能講習を実施することができないと認められたときは、登録が取り消されることがある。（労働安全衛生法第 77 条第 3 項）